

中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金の未収金に係る 不納欠損処分基準について

債務者等の全てが、次のような状態となったときなど、今後の弁済の見込みがない債権は、不納欠損処分の妥当性について、事前に、弁護士等専門家から意見を徴するとともに、国等と協議を行った上で、不納欠損処分を行う。

1 法令上、請求が不可能となった債権

- ・ 民法の規定による時効の援用により、債権が消滅したとき
- ・ 破産法その他の法令の規定により、免責されたとき
- ・ 法人である債務者の清算が終了し、清算すべき財産がないとき（ただし、弁済の責めに任ずべき他の者がいるなど、法人格が消滅していない場合を除く）
- ・ 地方自治法施行令に基づき、債務が免除されたとき など

2 これ以上の回収が困難となった債権

地方自治法第96条の規定による権利の放棄に伴う議会の議決を経た後、不納欠損処分を行う。

- ・ 消滅時効の期間が経過し、長期間返済がなく援用の見込みがあるとき
- ・ 法人である債務者が事業を休止し、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないとき
- ・ 債務者が死亡し、その全ての相続人が、相続放棄を行い、相続人が不存在となった場合において、相続財産からの回収見込額が、回収費用に満たないとき
- ・ 債務者等が無資力又はこれに近い状態にあり、将来も資力が回復する見込みがないとき
- ・ 債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められ、管理の実益がないとき など